

令和6年4月

事業主様

社会保険労務士法人  
金原事務所

### 労働保険 年度更新についてのお知らせ

麗春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年も「労働保険料概算・確定申告書」の提出時期が近づいてまいりました。

事前準備のため「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」をお送りしますので、人数および賃金総額をご記入の上、5月10日(金)までに当事務所へお送りください。

#### ■注意事項■

1. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年分です。  
(年度の途中で労災・雇用保険に加入された事業所様は、加入月以降の賃金を計上し、新年度の概算見込(1年分)を別途ご報告ください)

※賃金総額は支払月ではなく対象月(給与計算期間の対象となる月)でご記入ください。

例)「4月分」とは…月末締めの場合：対象期間は4月1日～4月30日  
20日締めの場合：対象期間は3月21日～4月20日

2. 確定保険料算定基礎賃金集計表の「具体的な業務の内容」の欄は必ずご記入ください。
3. 賃金総額には、基本給のほかに各種手当・交通費・時間外や休日の割増賃金・賞与など労働の対象として支払ったすべての賃金を算入してください。
4. 賞与欄には支払月と総額をご記入ください。
5. 労災保険対象賃金の臨時労働者の欄には、常用労働者以外で労災保険の対象となる従業員(臨時・日雇・アルバイト・パートタイマー等)の人数 および 賃金総額をご記入ください。  
ただし、労災保険および雇用保険の適用外となる雇用主や役員、同居の家族(個人経営の場合)の賃金は算入しないでください。
6. 雇用保険の欄には、雇用保険の被保険者数および賃金総額をご記入ください。
7. 申告した内容について、所轄労働基準監督署から後日調査を受ける場合がありますので、賃金総額等は誤りのないよう正確にご記入ください。

#### ■重要なお知らせ■

「労働保険料概算・確定保険料申告書」が、5月末日頃までに労働局より貴事業所宛に直接郵送されます。

届き次第、当事務所までお送りくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、金原事務所(Tel:095-823-3900)までご連絡ください。